

1.はじめに

本委員会のメンバーは、各界で功績のある学識者、実績を重ねられた住民団体を代表する方であり、治水・利水及び環境の調和を図り、河川・流域が心の故郷となるような河川整備計画が策定されることを期待しています。

しかし懸念されるのは、委員に洪水・土石流の被災体験者や、被災体験を元に治水事業の推進に熱意を注いだ地域住民がおられないことです。

河川管理者は定員削減の影響により、洪水時に現地に出向けないものと思われ、洪水、土石流の状況を実体験しないで治水の必要性を語らなければなりません。従って治水の重要性について説得力のある説明をしていただけるかが心配であります。

この点について被災体験等のある地域住民を参考人として招き意見発表や、懇談会の開催当を考えて頂くようなことも考えていただくようお願いいたします。

2.河川整備計画策定に際して配慮願いたいこと

2.1 河川整備計画策定の基本的理念について

今まで各地で「魚の登りやすい川造り」、「多自然型川造り」等が行われてきましたが、断片的であり広域的な視野で考えて実施されたとは思えません。

21世紀に向けての川造りは、健全な水循環、物質（有機質、栄養塩類）循環、土砂動態を考慮し、流域全体として生物の多様な生息・生育環境の保全・創成と、安全で快適な生活基盤の形成との調和を図ることを踏まえて、河川、湖沼ばかりでなく海岸、林野、都市部、農村部のあり方を考えた河川・流域整備の基本理念を共有しなければならないと思います。

2.2 貴重種等（注目すべき種）の保全に関する取り扱い

極地的（正確な用語？）な貴重種及び南限・北限の生息種の保全に配慮するとしても、その保全を優先する取り扱いは疑問に思います。

その理由として、私の知り得た例を次に示します。

極地的な貴重種に関しては、多摩川で砂礫の河原であった高水敷にニセアカシアが繁茂し、河原植物のカワラノギク等の希少種が絶滅する恐れがあり、高水敷を2m掘削する計画があると聴きました。（H12 生態環境工学会）外来種のニセアカシアに多少の抵抗がありますが、落葉樹であり春先にはニセアカシアの生育範囲にも草が繁茂する等、砂礫の河原よりも植物による有機質の生産性は高く、昆虫、鳥類、哺乳類等の動物の生息種も多く、水域の魚貝類の生息にも適した環境となり、砂礫の河原より多様な生物の生息・生育環境と考えられるのではないのでしょうか。

また、2m高水敷を下げたことにより、水分条件が良くなり、日本の一つのシンボリック植物であるヨシ群落が生育した場合にどう考えればよいのでしょうか。

淀川環境問題研究会では、湿地性植物の貴重種タコノアシがヨシの復元により衰退することをやむなしとされましたが、私はその意見に賛成です。

南限・北限の生息種の保全に関しては、紀ノ川河口におけるタイワンヒライソモドキの

保全ですが、その対策は他の水生生物にも良い生息環境となるので反対すべきものではないと思います。しかし、南方に生息するカニの種の幼生が、プランクトンとして海流に乗り漂着した種を、北限で珍しいと言うだけで保全されるべきなのか。

台湾ヒライソモドキに限らず、その河川の在来種との競合も考えられるので、生物の委員の方の保全に対する御意見はどうでしょうか。

2.3 実施された計画による河川管理施設等の評価について

主要な計画に基づく河川管理施設等について、計画目的、目的に対する評価、環境面での評価、副次的な効果（得失）等を整理して、委員会で意見交換を行い過去の事業計画に対する認識を深め、継続して実施すべき計画、改善すべき計画、代替案で実施すべき計画等を見定めることを出発点にすることが現実的であるように思います。

「評価すべきと考えられる計画」

1) 多目的ダムについて

ダムによる洪水調節効果（氾濫防止面積、被害軽減額等）、環境面での得失（水質、生物、景観）、観光利用等の副次的効果（観光施設の立地・収益、来訪客数等）等について整理する。

2) 淀川低水路計画（淀川大堰を含む）と河川公園計画について

淀川低水路の拡幅と淀川大堰建設による洪水時の流量（既往最大洪水流量、計画高水流量、基本高水を現在の完成ダムで調節した流量等）の水位低下効果。

河川公園については、施設公園の利用者数、野球場等の申し込み倍率と施設整備の要望及び自然地区・野草広場地区の評価。

淀川低水路・高水敷の動植物の生息環境に対する評価。

3) 宇治川塔の島河道計画について

塔の島河道計画を治水、景観面から評価を行い嵐山地区、鹿跳溪谷の河道計画立案に役立たせることが肝要。塔の島河道計画は、宇治先陣争い面影を止めるように水量豊かなせせらぎを残したことは歴史的な意義がある。

4) 琵琶湖開発事業について

洪水時における治水評価、渇水時における被害（取水、航行、漁業等）に対する評価及び水生生物に対する影響評価

5) 砂防事業について

荒廃地の緑化回復面積及び回復地の植物群落（山腹工施工年度別）とその評価、砂防堰堤による山腹安定効果及び下流人家の安全に関する評価、木津川上流の滝川落差工群計画におけるオオサンショウウオ保全対策の評価、砂防事業による副次的な効果として、信楽砂防地区等の登山客数等を評価する。（負の効果も評価する。）

6) その他

淀川流水保全水路計画、アユ産卵のための姉川人口河川計画等

3. 広域的視野による望ましい流域自然環境の保全について

広域的視野による望ましい流域自然環境の保全を考える一例を取り上げました。

全国的にクマタカ、イヌワシ等の猛禽類がダム建設反対のシンボルとして取り上げられています。そのような開発の影響区域において猛禽類の保全対策を講ずるのは意義があるが、人命・財産を守るためにダム建設が必要であるとするならば、ダム建設中止を決定する要素としてはならないと思います。それよりも淀川水系全体として（或いは全国的視野で）枝振りの良い針葉樹を猛禽類の営巣木として指定して買い取り、また猛禽類の狩り場としては、杉、桧等の針葉樹の植林帯より、広葉樹林体の方が餌となる小型哺乳類、鳥類、爬虫類等が豊富であるので、放置された針葉樹の植林帯を補償により広葉樹林の自然に帰す事を行うべきであろうと思います。また里山保全運動が高まっていますが過疎化した山村僻地の里山は、将来の人口の減少、産業構造の変化を考えると、里山を自然に帰し猛禽類の安心して生息できる場とする等の広域的視野により流域自然環境の保全を目指すべきではないでしょうか。しかし民謡、民話、伝説の発祥等の日本民族の心の故郷となる里山は奥地でも残すべきでしょう。

4. 治水面から守るべき条件の理解について

1例として、淀川河道計画を取り上げると、低水路は幅約130mを約300mに拡幅し、河床を3～4m切り下げ、高水敷は在来より高くする計画です。

これは高水敷の冠水頻度を少なくして施設公園の利用に役立てると共に、提脚付近の洪水の流速を緩くして堤防の安全を図るとされています。（淀川百年史参照）

一方、高水敷が高まると春先から初夏の豊水期に河川の水が高水敷に冠水しないためにフナ、コイ等の産卵・地仔魚の生育の場が失われることになり、またヨシ等の水辺植物の生育環境を損なうので、生物の立場からは高水敷を下げる事が望ましいと提言されています。従って、ここで治水と環境との調和を下げることは、堤防沿いの流速が早くなるので、絶対避けなければなりません。ただし、提脚から一定距離の計画高は守り、その先の高水敷の計画高を下げることは考えられると思いますが（これは私見です）、その距離等は綿密な水理計算と模型実験等により定め、委員会で理解していただく必要があると思います。

5. 緑のダムとコンクリートダム不要論について

自然保護団体のシンポジウムでは、今でも「緑のダム神話」が支持されています。市町村史には殆どの市町村が古くから、数多くの洪水による被害を記載しており、このような古い時代に水害があったことは、緑のダムが無かった、即ち山野に草木が繁茂していなかったと考えるべきでしょうか。私は都から離れた地方でも水害があったことを緑のダムが無かったと考えることはできません。

日本に水稻栽培の文化が伝来し、水田は取水の容易な河川の畔にあり、人々は水害の危険を覚悟して作業に便利な水田の近くに住居を構えたことでしょう。戦国時代に武田信玄等の武将は、度重なる水害に対して国を豊かにするために、農民が安定して稲作等が行われるように治水事業に力を注ぎました。このことは、充分な緑のダムがあった時代にも水害が発生していた事を証明するものではないでしょうか。

治水の安全度は次第に高められてきましたが、記録にある最大の洪水を防ぐ河川は少ないのですが、沿川の人々は祖先から引き継いだ土地・家屋等を守るために、水害の危険をある程度予測はしても、そこに居住しているのではないのでしょうか。

経済水準の向上により、各家庭の電化製品、家具類、自動車等の財産が増加し、氾濫区域に商工業施設が進出しているので、緑のダムを補うために治水施設の整備により安全度の向上を図らなければなりません。

委員会においては、緑のダムの効果の限界、洪水調節ダムと代替案としての堤防の嵩上、引堤、堀込河道等の得失等の基本的な考え方についても意思統一を図っておくことが必要であると思われます。